

分担金・拠出金の名称		南極条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	2,213千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		南極条約事務局	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 南極の平和的利用、科学的調査を盛り込んだ「南極条約」(1961年発効)及び南極の環境保護を規定した「環境保護に関する南極条約議定書」(1991年発効)を管理、運営する事務局(ブエノスアイレス(アルゼンチン)に所在)。年1回の南極条約協議国会議(ATCM)及び環境保護委員会の準備及び実施並びに南極の基地運営及び環境保護に対する助言を行っている。 (2)拠出に当たっての成果目標 ATCMへの参加を通じて、我が国の南極基地の運営を含む南極に係る諸課題に取り組む。				
分類	評価基準	実績・成果等				
Ⅰ 当該機 関等 の活 動・組 織に ついて	1 当該機関等の 専門分野における 活動の成果・影響力	・南極条約は、国連常任理事国全てを含む主要国が締結しており、南極における唯一の国際的枠組みとして大きな影響力を有しており、同条約事務局は、南極条約の下、締約国が主導する南極地域における国際基準、規範の形成に向けて重要な役割を果たしている。 ・条約事務局は、「南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会」、「南極研究科学委員会」、「南極観測実施責任者評議会」といった南極条約体制(注:南極条約の下で採択された勧告・措置及び条約の総称)下の枠組みと密接に連携している。 ・南極条約の締約国は、発言権を有する「協議国」と発言権を有しない「非協議国」に区別されるが、我が国は、「協議国」に属しており、ATCMへの参加を通じて、南極条約の適切な運用に向けた議論に積極的に参加している。				
	2 当該機関等の 組織・財政マネジ メント	・南極条約事務局に拠出された予算は、全て外部機関の監査を受け、年1回開催されるATCMで報告、承認される。2017年5月のATCMに2015-2016年度の会計報告が提出され、承認された。 ・2016年度から2020年度までの5年間の長期的な取組計画を立て、人件費についてはインフレを考慮しても、2%以内に抑えることを目指している。また、会議通訳費は入札の上、合理的なコストを維持している。こうした結果、近年の各国の拠出金は名目ゼロ成長となっている。 ・事務局の会計報告について、外部の監査機関より、国際的な会計基準や、ATCMが定めた基準に則してなされているとの評価が行われている。 ・我が国は、ATCMへの参加を通じて、南極条約事務局の効率的な財政運営を働きかけている。				
Ⅱ 当該	3 日本の外交課 題遂行における当 該機関等の有用性	・我が国は、南極に昭和基地を含めて4つの基地を有していることから、南極の科学的調査や国際協力を議論するATCMに参加し、南極におけるルール作りに主体的に関わっていくことは極めて重要。条約締約国53か国のうち、協議国の資格を有するのは29か国のみであり、協議国のステータスを維持する上で、事務局に対する拠出は不可欠となっている。 ・我が国は、ATCMへの参加を通じて、条約事務局の運営を含め、南極条約の適切な運用に向けた議論に積極的に参加しており、南極条約において、一定のプレゼンスを確保している。 ・年1回のATCMの機会を捉えて、我が国代表团と条約事務局長は密接に情報交換・意見交換を行っている。 ・我が国は、南極に昭和基地を含めて4つの基地を有し、例年観測隊を南極に派遣している。 ・我が国の南極観測を適切に実施するためにも、南極における科学的調査や国際協力を議論するATCMに参加し、南極におけるルール作りに主体的に関わっている。				

機 関 等 と 日 本 と の 関 係 に つ い て	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・条約事務局は、人件費を含めた予算を厳しくコントロールしており、事務局長を含めて10名という少人数により運営していることもあり、日本人職員はいない。 ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づき設定した目標値は1名であるが、上述のとおり、事務局は極めて少人数での運営がなされていることもあり、日本人職員はいない。 ・南極条約の下、南極観測を行っている各締約国の南極関係機関が委員を構成している「南極観測実施責任者評議会」の議長に白石国立極地研究所長を選出している。本件評議会は、ATCMに強い影響力を有する。 ・当該機関では、極めて少人数の事務職員で運営されていること、また、南極という専門分野を扱っており、当該分野に知見を持つ我が国の人材も限られていることから、空席ポストが生じた時に、必ずしも日本人が応募し得る状況にはない。 ・南極という極めて特殊な分野で我が方の人材が極めて限られ、必ずしも人材を送り込める体制にないため、日本人職員の採用の働きかけを積極的に行っていない。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	南極条約事務局は、以下の通りPDCAを確保。 PLAN:条約事務局が単年度予算を作成、ATCMが承認。 DO:我が国を含めた協議国が分担金を支払い、事務局が予算を執行。 CHECK:年1回のATCMにおいて事務局が外部監査の結果を報告するとともに、予算執行に関して各協議国が監査・承認する。また、定期的に事務局長と直接やりとりをして予算の適切な執行に努めている。 ACT:ATCMの際に、各協議国が予算のあり方、経費削減等の改善要求を事務局に申し入れている。
	担当課室名	地球環境課